

長野県障がい者スポーツ大会における 新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン〔案〕

1 目的

本ガイドラインは、長野県障がい者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会場における、役割分担や参加者等が遵守すべき事項を定めるとともに、主催者及び競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、大会のすべての競技を対象とする。

3 大会への参加基準

選手（随行者及び介助者等※を含む。）及びスタッフ等（競技役員、ボランティアなど）については、次の①から④までの基準に1つでも該当する場合は、大会への参加を認めない。

①大会当日に、体調管理チェックシートを提出できない場合

②①の体調管理チェックシートにおいて、大会開催の10日間前から、新型コロナウイルス感染症の疑い症状が見られる場合

③大会開催の10日前以降、保健所から新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と認められた場合

④当日の受付（競技役員及びスタッフ等においては業務従事当日）において実施する検温の結果、37.5度以上の場合

その他、大会への参加が不相当であると主催者が判断した場合も参加を認めない

4 大会を実施する上での役割分担

（1）主催者

ア 競技会場毎に以下の役割を担う感染対策担当者を設置する。

（ア）参加者への感染予防対策の周知

（イ）競技運営における感染予防対策の徹底

（ウ）参加者等の体調管理チェックシートの取りまとめ・管理

（エ）医師・看護師との連絡窓口

イ 参加者（本部員、ボランティア、観客、会場設営事業者等）の体調把握を行う。

ウ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技運営主管団体等と検討し、実施体制を整備する。

エ 競技実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、「10感染者等が発生した場合の対応」に基づき対応を行う。

オ 参加者等の全員分の体調管理チェックシートを保管し、大会終了後に必要がなくなっ

たら、速やかに廃棄する。

(2) 競技運営主管団体

- ア 競技毎に以下の役割を担う感染対策担当者を設置する。(兼務可)
 - (ア) 競技運営における感染対策の実施状況の確認
 - (イ) 競技役員、競技補助員に対する感染対策の周知、参加可否の判断
 - (ウ) 競技役員、競技補助員の体調管理チェックシートの取りまとめ、主催者への提出
 - (エ) 感染対策にかかる主催者との窓口
- イ 参加者(競技役員、競技補助員)の体調把握を行う。
- ウ 各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- エ 競技開始日以前、競技実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者(疑いを含む)の対応については、主催者に対応を委ねる。

(3) 市町村・特別支援学校等

- ア 競技毎に原則として、以下の役割を担う感染対策担当者を設置する。(兼務可)
 - (ア) 選手に対する感染対策の周知、参加可否の判断
 - (イ) 選手の体調管理チェックシートの取りまとめ、主催者への提出
 - (ウ) 感染対策にかかる主催者との窓口
- イ 各選手の派遣可否の判断を行う。特に高齢や基礎疾患など重症化リスクを持つ選手については、対象者を把握するとともに、かかりつけ医などの助言・指導を得るよう促すこととする。
- ウ 選手の体調把握を行う。
- エ 競技開始日以前、競技実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者(疑いを含む)の対応については、主催者に対応を委ねる。

(4) その他(ボランティア、観客、関係団体・業者等)

- ア 参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」を活用することが望ましい。
- イ 主催者、競技運営主管団体は競技補助員として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の適正化に努めること。

5 参加者が遵守すべき事項

(1) 共通事項

- ア 「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」を避けた行動を徹底すること。
- イ こまめな手洗いや手指消毒を行い、手を清潔に保つこと。
- ウ 不織布マスクを適切に着用すること。(マスク着用時に、鼻が出ている状態やあごにかけている状態などは不適切)
- エ 大会開催の10日間前から終了後10日間にかけて、体調管理チェックシートを活用した体調管理及び検温を徹底すること。開催前10日間分の体調管理チェックシートについては、大会当日、受付で提出すること。

- オ 大会終了後、10日間以内に疑い症状が見られた場合には、医療機関（かかりつけ医等）への相談・受診を行い、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、速やかに大会主催者（この場合は、長野県健康福祉部障がい者支援課）に報告すること。
- カ 大会開催の10日間前から、感染拡大地域への不要不急の移動は控えること。
- キ 大会前後において、大人数での会食等は控えること。
- ク ホテルに宿泊する際はできるだけ個室を利用し、食事の形式は、個食など感染リスクが比較的低いとされるものを選択するよう心がけること。

（2）選手（随行者及び介助者等も含む）

- ア 車いす（生活用・競技用）や手荷物等、他者が触れる可能性がある持ち物は、こまめに消毒すること。
- イ 不織布マスク着用時以外の選手同士の会話は控えること。
- ウ 衣服等は脱ぎ捨てないこと。（回収した衣服等は、原則廃棄する。）
- エ 屋外競技において競技中、つばや痰を吐く行為は極力行わないこと。
- オ 他の選手との握手やハイタッチ、抱擁等の接触を行わないこと。
- カ 選手団の感染対策担当者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで（感染対策担当者を設置しない競技においては各選手が直接）、主催者へ提出すること。
- キ 競技中以外は、原則として不織布マスクを着用すること。（ただし、競技によっては不織布マスクを着用したまま競技を実施する場合がある。）

（3）競技役員・競技補助員

- ア 競技運営主管団体の感染対策担当者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、主催者へ提出すること。

（4）報道機関

- ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うこと。
- イ 大会開催前10日間からの体調管理チェックシートの確認及び検温を実施し、37.5度以上の場合や体調管理チェックシートにおいて疑い症状が見られる場合は、取材不可とする。
- ウ 取材人数は、出来る限り少なくすること。
- エ 囲み取材・インタビューは、取材対象者同意のもと、フィジカルディスタンス（取材対象者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施すること。

（5）会場設営事業者等

- ア 来場前に検温を実施し、代表者は全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで主催者へ提出すること。

（6）観客

介助者を除いて、極力参加選手の応援による来場は自粛を要請するが、やむを得ず来場した際には、次のとおりに対応する。

- ア 氏名及び連絡先の提出等、主催者の要請に協力すること。

- イ 入場時には、非接触型体温計等による検温を受けること。
- ウ 会場内では、原則として不織布マスクを着用すること。
- エ 感染防止のため、発声を伴う応援は控えること。

(7) その他

- ア 不織布マスクの着用が難しい参加者においては、主催者にその旨を申し出ることとする。申出を受けた主催者は、個別に入場の可否を判断する。
- イ 手話を行うボランティア等、口元を隠すと支障のある場合は、不織布マスクに代えてマウスシールド等を着用するものとする。

6 選手の参加人数等の制限について

これまでの参加状況を考慮し、競技会場毎の参加人数制限（ボウリングを除く。）は行わないが、感染状況や申し込み状況によっては、人数制限を行う場合がある。
その場合は、参加申込期限後に判断を行う。

7 競技会場内において実施する感染症予防対策

(1) 基本

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 救護所の設置

主催者において救護所を設置する場合は、感染症予防対策の総責任者を配置し、医師・看護師等と連携した対応をできる体制を整える。

(3) 受付等

- ア 受付には、手指消毒用アルコールを設置する。
- イ 人と人が対面する場所は、不織布マスク又はフェイスシールドを着用し、対応する。
- ウ 参加者が距離をおいて(できるだけ2 m、最低1 m)並べるように目印の設置等を行う。

(4) 手洗い場所・トイレ

- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- イ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参をお願いする（手指を乾燥させる設備は使用しない）。
- ウ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- エ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意する。

(5) 控室・更衣室等の諸室

- ア 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避ける。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措

置を講じる。

ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

エ 換気扇を回す、窓を開ける等の換気を常に実施する。

(6) 観客席・エリア

当日のアナウンス等を通じて、不織布マスクの着用やフィジカルディスタンスの確保等を呼びかける。

(7) 報道関係者への対応

ア 取材は指定されたエリア内で行うこと。

イ 選手等への個別の取材を行う際は、できるだけフィジカルディスタンスを確保し、出来る限り最低限の時間で実施するよう依頼する。

(8) その他（共通事項）

ア 競技会場においては、場内アナウンスまたは掲示により感染症対策の周知徹底を図る。

イ 場内アナウンス以外に視覚障害者への情報提供が可能な手段を導入する。

ウ 人と人との距離の確保や不織布マスクの着用、手洗いの励行などについて、注意喚起の掲示を行う際は、文字を多用することなく、ピクトサインなどを活用し、容易に必要な情報を得ることができるようなものとする。

エ 物品の使いまわしや長時間に及ぶ人と人との接触を防ぐため、対象業務を洗い出し、実施方法の見直しを行うものとする。

8 輸送

(1) 公共交通機関等における感染予防

参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、不織布マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

(2) 参加者の競技会場までの往復時における感染予防等

選手が市町村または特別支援学校単位等で用意したマイクロバス等で各競技会場まで移動する場合は、市町村または特別支援学校において、感染予防対策について必要な対策を検討すること。

(3) シャトルバスを運営する場合の感染予防（主催者において実施）

主催者においてシャトルバスを運営する場合は、次の通り新型コロナウイルス感染対策を施す。

ア バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備、運行中

の車内換気、仕業終了後の車内消毒等)の確実な実践の遵守を依頼、確認する。

イ 輸送業務に従事する職員等は、不織布マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行うこと。

また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用する。

ウ 乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意する。

エ バスの待合場所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底する。

- ①不織布マスクを着用する
- ②会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する
- ③乗車時及び再乗車時に手指を消毒する
- ④車内における飲食をできる限り避ける
- ⑤ゴミは原則持ち帰る
- ⑥降車時、通路に立ち列ができないよう順次に離席する

9 開会式・表彰式

(1) 開会式

これまで松本平広域公園陸上競技場で実施している開会式は、今大会では新型コロナウイルス感染症予防対策のため実施しない。

(2) 表彰式

各競技の表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じる。

10 感染者等が発生した場合の対応

(1) 感染疑いが発生した場合の行動

ア 当日の受付時の検温において、37.5 度以上の者がいた場合や、疑い症状をはじめとする体調不良（明らかに該当しない外傷等は除く。）を申し出る者がいた場合は、速やかに大会本部に連絡し、状況を報告。本部からの指示を仰ぐ。

イ 競技実施中に疑い症状をはじめとする体調不良者が発生した場合は、確認をした競技役員またはスタッフは、すみやかに大会本部に連絡し、状況を報告。本部からの指示を仰ぐ。

(2) 大会終了後 10 日以内に感染の報告を受けた場合

ア 主催者は、大会終了後 10 日間以内に、医療機関または大会関係者から新型コロナウイルス感染症の感染の報告を受けた場合は、競技開催地を管轄する保健所及び長野県健康福祉部感染症対策課に情報提供を行い、感染者が発生した旨の情報発信を行う必要性について検討を行う。

イ アの協議結果を踏まえて、感染の事実を不特定多数の人に知らせる必要があると主催者（この場合は、長野県健康福祉部障がい者支援課）が判断した場合、県ホームページやプレス発表等を行う。

また、大会に参加した選手及び競技役員並びにスタッフ等に対しては、個別の情報提供を行う。